

秋田県告示第357号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和7年7月4日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 処分をした年月日
令和7年6月23日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社日仙電機
大仙市朝日町6番2号
代表取締役 田 口 佐
秋田県知事許可（般－2）第6246号
- 3 処分の内容
土木工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
令和7年6月20日付けで土木工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。